

# 第4回札幌市地域福祉社会計画審議会

## 議事録

日 時：平成29年8月31日（木）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第一常任委員会会議室

## 1. 開　　会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第4回札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

私は、保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の小関と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、審議会の定足数について確認いたします。

当審議会は、札幌市地域福祉社会計画審議会設置規則第4条第3項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。本日は、16名中14名の委員の皆様にご出席していただいておりますので、当審議会は成立していることをご報告いたします。なお、高木委員、加藤委員からは、事前に欠席の連絡をいただいております。

## 2. 挨　　拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市保健福祉局総務部長の菱谷からご挨拶申し上げます。

○菱谷総務部長　おはようございます。保健福祉局総務部の菱谷でございます。

朝晩が大分涼しい季節になってまいりましたけれども、本日は、大変お忙しい中、札幌市地域福祉社会計画審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから札幌市の地域福祉の推進にご尽力いただきしておりますことに対し、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

今日は、小さいお子様の出席もあって、微笑ましく思っております。

前回の審議会の後、事務局において、札幌市社会福祉協議会と協力し、6月から7月にかけて10区で地域福祉活動を実践している方との意見交換会を実施してきました。詳細については後ほどご報告しますが、意見交換会では、見守り活動などを通じて日ごろ感じている課題や実践例も含め、多くのご意見をいただいたところでございます。私どもいたしましても、地域でのつながりの重要性、福祉力の重要性を一層実感したところでございます。本日は、まず、そのご報告をさせていただきたいと思います。

なりました。委員の皆様方には、お忙しい中、ご負担をおかけいたしますが、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の審議会では、その意見交換会の実施結果について報告させていただいた後、事前にお送りした計画の事務局案をもとに皆様方にご審議いただき、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

本日も長時間にわたる審議になると思いますけれども、何とぞよろしくお願ひいたします。

### ◎資料確認等

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　続きまして、本日の資料の確認をいたします。

まず、本日の次第、次に座席表と委員名簿があります。そして、資料1の地区意見交換会の内容と資料2の計画の素案がございます。資料1につきましては、一部、誤りがありましたので、改めてお手元にお配りしております。また、右上に参考と記載した前回までに示している計画の骨格案がございます。最後に、地域福祉社会計画案に係る意見記入用紙がございます。不足はございませんか。

それでは、会議の公開についてご説明いたします。

当審議会は公開での開催となりますので、傍聴席を設けております。事務局説明や各委員の皆様の発言も会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載するなど、公開対象となりますことをあらかじめご承知おき願います。また、ご発言の際には、お近くにあるマイクをご使用いただきますよう、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、以後の進行は林会長にお願いしたいと存じます。

林会長、よろしくお願ひいたします。

### 3. 議 事

○林会長 よろしくお願ひいたします。

早速、今日の議題に入っていきたいと思います。

最初に、地域福祉に関する地区意見交換会の実施報告という議題がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、資料1の地域福祉に関する地区意見交換会の実施報告をご覧ください。

地域福祉に関する地区意見交換会の実施結果について報告いたします。

事務局では、部長の挨拶の中にありましたが、地域福祉社会計画に関して市民からご意見をいただくため、各区1地区の10地区で意見交換会を開催しました。

（1）の開催地区及び開催日のとおり、6月27日の白石区の北白石地区を皮切りに、7月21日の清田区の清田地区まで、全10地区での開催となっております。

参加者は、地区によりやや異なりますが、（2）に記載のとおり、地区福祉のまち推進センターの活動者や民生委員・児童委員の皆様など、日ごろから地域福祉活動に携わっている方々、そして、地域包括支援センターを始めとする関係機関の職員など幅広くご参加いただいたところでございます。

それでは、（3）の意見交換会での主な意見でございます。

本日は、頂いた意見のうち、主なものをテーマごとに分類して整理しております。時間の都合もありますので、全ての意見をご紹介することは難しいため、一部のみご紹介させていただきます。

まず、地域住民による福祉活動についてですが、特に多く挙げられた意見としては、見守り活動の上から二つ目の点で、マンションなど集合住宅にお住まいの方々の見守りの問題でございます。さきの審議会でもご意見として出たものだと思いますが、訪問としても

インターホン越しに対応されることが多く、面と向かって話すことができず、様子がわからぬいため、集合住宅の住民同士が見守りを行うような働きかけが重要であるといった意見がありました。

また、資料の右上の地域でのサロン活動の一つ目ですが、サロンは地域の方々の居場所づくりや交流の場となるだけではなく、高齢者など見守りの対象になる方にみずから外に出てきてもらうことで、見守りや安否確認に大変有効であるという意見がありました。

次に、資料の右下の地域福祉活動への市民参加についてです。

市民参加については、担い手の高齢化や固定化という課題を感じるという声が多くありました。その中で、資料の右下の一番下の点ですが、今まで地域活動に携わったことがない方に、突然、地域福祉活動への参加を求めるも難しいものと思われます。そこで、餅つきやお祭りなど地域で行うイベントなどを通じて地域活動を理解してもらい、その上で地域福祉活動への参加につなげていくべきではないかという意見がありました。

続いて、裏面をご覧ください。

資料の左下の住民同士のつながりや専門機関とのネットワークについてでございますが、ここでは、資料の右側に目を移していただいて、上から三つ目の点ですが、決まった人だけが見守るのではなく、「皆で見守り見守られ」というように、住民が相互で見守る関係性を築くことができるよう日ごろから住民間でのコミュニケーションを図っていくことが非常に大切であるという意見がありました。

そして、その下、専門機関や事業者等とのネットワークについては、行政と専門機関との連携は進んでいるが、専門機関と住民組織の連携はあまり進んでいないと感じる。孤立死等を防ぎ、住民が抱える課題に円滑に対応するためには、住民主体の組織と地域の身近に存在する専門機関、地域に根差した事業者等との関係性を築き、連携していくことが望ましいという意見がありました。

これまでに構築してきた行政と専門機関のネットワークに住民組織や事業者等も巻き込んでいくということが求められてきていることを改めて実感したところです。

意見交換会での意見については、計画書巻末の資料編に掲載いたしますほか、計画案の作成はもちろん、今後、各事業を進めていく上で参考にしたいと考えております。

資料1に関する説明は以上でございます。

○林会長 今、説明を受けましたが、この中でご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○林会長 それでは、次の議題に入りまして、また後で何かお伺いしたいことがあれば、最後に時間をとりたいと思います。

いよいよ今日の本題ですが、計画案の検討ということでございます。別紙が配付されていますので、事前にお読みいただいたと思いますが、最初に事務局から簡単に説明していただければと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 初めに、資料2をご覧ください。

こちらは、前回お示しした計画の骨格案をもとに、施策を加え、文章化したものです。表紙を1枚めくると目次がございますが、計画の構成は第2回審議会でお諮りしたものから大きな変更はなく、第1章から第5章と巻末の資料編で構成しています。なお、資料編は現在作成中でございまして、本日は添付しておりません。次回、お示ししたいと考えております。

計画案の説明ですが、皆様には資料に事前に目を通していただいていると思いますので、あらすじ的に説明させていただきます。

まず、第1章では、計画策定にあたってとして、その趣旨や策定体制などを取り上げております。

第2章の計画策定の背景では、前回の審議会でも説明した住民主体による地域課題の解決力強化に向けた体制づくりや包括的相談支援体制づくり、国が言う「我が事丸ごと」の考え方など、国の検討状況を紹介し、現計画の振り返りと地域福祉を取り巻く現状、計画策定に関する課題を記載しております。

なお、地域福祉を取り巻く現状では、数値データをグラフで整理しました。

第3章では、計画の理念・目標と施策体系について記載しています。

42ページをご覧ください。

計画の体系図を表にまとめたものですが、基本理念と三つの基本目標、そして、基本目標に対する八つの施策の方向性は前回お示ししたとおりでございます。

第4章の施策の展開は、基本目標ごとに説明します。

44ページをご覧ください。

基本目標I 「市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します」については、三つの施策の方向性がありますが、施策の方向性1 「福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上」は、骨格案では活動充実のための支援と調整機能の強化に向けた支援で整理していましたが、これを見守り活動や日常生活支援活動、サロン活動の推進、福祉のまち推進センターやその活動者の支援、福まちが持っているコーディネート機能の強化という視点から整理し、具体的な取組を記載しております。

施策の方向性2 「市民の主体的参加による地域福祉活動の推進」は、骨格案では、地域福祉活動の担い手の拡大とボランティア活動等の活性化の支援と整理していましたが、地域福祉活動の担い手の拡大は48ページの施策において、地域福祉活動の情報提供やニーズや対象に合わせた学び・体験の充実として、また、今回の計画の基本理念にも通じる部分になりますが、高齢者や障がいのある方もそれぞれができる範囲で役割を持って担い手として活躍していただくための意識の醸成を図るということで、多様なボランティア活動の推進として整理しています。

ボランティア活動等の活性化については、ボランティア団体やNPO、地域福祉関係団体への支援、各種ボランティアの養成、ボランティア活動センターの運営という施策に分け、団体を支える視点、人を育てていく視点から具体的な取組を記載しております。

なお、福祉教育は、（3）ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実の中に含めております。

この計画では、学校教育の内容にまでは踏み込んでいませんが、小学生向けに福祉に関する副読本を作成、配布して、総合学習の際に活用していただくという取組や、生涯学習という側面から、誰でも受講できる研修を学びの機会として引き続き提供していくという取組を掲載しております。

施策の方向性3「重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進」については、おおむね骨格案でお示ししたとおりでございます。審議会の中では、ソーシャルビジネスに取り組む事業者の活用などのご意見もいただいておりますが、計画書の記載の中では「事業者」という記載で統一しております。ソーシャルビジネスも含んだ多様な社会資源との連携を進めていくという形で整理しております。

次に、52ページからの基本目標Ⅱ「暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます」についても、骨格案のとおり三つの施策の方向性で整理しております。

施策の方向性4「誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備」は、骨格案のとおり、適切なサービス利用支援の仕組みの充実と在宅生活を支援するサービスの充実と記載していましたが、これを施策ごとに取組内容を具体的に記載しています。

特に、（2）の成年後見制度の利用促進は、今年の3月に、国において成年後見制度利用促進法が施行したことから、今後、本市でも制度の利用を推し進めるような取組をより一層充実させていかなければならないと考えております。しかし、国から具体的な方針が示されたばかりであり、今後、裁判所や弁護士や司法書士といった法律を専門的との協議が必要になることから、この計画では仕組みの検討までとしているところでございます。

施策の方向性5「生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実」については、前回の審議会で説明いたしました生活困窮者に対する自立支援の施策を取組ごとに整理しております。

施策の方向性6「多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実」については、きめ細かい相談支援体制の充実、専門職の資質向上、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような仕組みの検討ということで整理しておりました。

まず、専門機関や住民組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討ですが、この計画の中でも重要な施策であることから、最初に記載しております。

この審議会においても、その仕組みの一つの例として、コミュニティソーシャルワーカーについて社会福祉協議会からご説明いただいたところですが、包括的な支援体制づくりについては、國の方向性がまだ詳細に示されていないこと、また、札幌市としてどのような仕組みでしていくべきか、今後、具体的な内容の検討を進める必要があることから、この計画では、地域での活動者が安心して見守り活動等に取り組むことができるよう、包括的な支援体制を検討していくという方針を記載しています。

また、きめ細かい相談支援体制については、区役所での総合相談体制の充実や各種相談支援機関の充実という視点で整理しています。加えて、事業者の情報公開の推進についても、情報交換により、利用者本位の相談支援が行われるようにという観点から施策に盛り込みました。

次に、63ページからの基本目標Ⅲ「安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます」は、骨格案のとおり、二つの施策の方向性で整理しています。

施策の方向性7「市民にやさしい生活環境づくりの推進」は、骨格案では「安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備」と「ユニバーサルデザインを基本とする各種施策の推進」と記載しておりましたが、ここでは、公共的施設のバリアフリー化だけでなく、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めていくという視点と、在宅生活を支援する福祉用具、介護用品の普及啓発を行うという取組を記載しています。

施策の方向性8「災害時に強い地域づくりの推進」は、おおむね骨格案のとおりで、前の審議会で説明しました要配慮者避難支援対策事業や災害ボランティアセンターなど、事業ごとに記載しております。

最後に、第5章の計画の推進についてですが、計画を市民、事業者、行政などが協働して推進していくこと、社会福祉協議会と連携して各種事業を着実に進めていくことを記載しております。

そして、計画の進行管理・評価のために、各施策の方向性で主な取組について、数値目標を設定し、計画の成果を客観的に評価できるようにしています。

なお、前回審議会でご意見をいただきました町内会の加入率ですが、札幌市の総合計画であるまちづくり戦略ビジョンで指標として設定されており、この計画が終了する平成35年度、2023年の次期総合計画策定の中での検討を経て、指標が改めて設定される見込みでございますので、この計画書自体には記載しておりません。ただ、地域福祉活動において町内会が果たす役割が大きいものという認識を持っておりますので、計画の検証時には加入率の実績値も参考してまいりたいと考えているところでございます。

資料2に関する説明は以上でございます。

○林会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速中身に入っていきたいと思いますが、1章ごとに皆さん方のご意見をいただきたいみたいと思います。

ここでは、もう一回、審議会がありますから、皆様方が受けとめた多様なご意見をいろいろ出させてもらって、その後に整理をするという方向になりますので、忌憚のないご意見、ご質問を出していただければと思います。

それではまず、資料2の第1章の計画策定にあたってのところについて、何かありますか。

基本的な趣旨や国の流れ等々を含めて、いかがでしょうか。

○篠原副会長 まず、第1章にかかるところで、計画の12ページに、国の方針とい

うことで、ニッポン一億総活躍プランの記載があります。他のところに関しては、共生社会の実現というところが加味されていると思いますが、地域共生社会の実現の6行目の「また」のところで、1回目の審議会のときにお伝えしたのですが、寄附文化をどのように醸成していくのかということは、この後、いろいろな地域福祉活動をやっていく上での鍵となるというお話をさせていただきました。これは、行政等からの委託や補助金、助成金ということでかなり縛りがありますので、民間の寄附金を活用しながら、地域での幅広い活動にかえていくことができるのではないかと思っております。

よって、基本目標Ⅰの2の市民の主体的参加による地域福祉活動の推進というところに、例えば、地域福祉活動の推進支援という形で、寄附文化を育てていくということを盛り込んでいいともいいと思っております。

例えば、千歳市役所では、企業や住民からの寄附金を各市民団体に交付する「きふ・とも」という活動を北洋銀行と提携して行っていますので、そういうものを参考にしながら、寄附文化の醸成と、市民活動や地域活動をやられている方々が財源を確保できるような支援をしていくことも必要かと思っておりました。

○林会長 ありがとうございます。

寄附文化については、共同募金とか、日テレの24時間チャリティーとか、現実にはたくさんあるのですが、それがうまく結びついていないと思います。赤い羽根共同募金は、今、全体的に下がってきていて、地域での定着が余りよくありません。その他の財団などもいろいろなファンドもやっていますし、札幌市もNPOに登録すると受けられるようなものがありますが、全体像が見えないです。ですから、今、篠原副会長が言われたことについて、資料でもいいのですが、どういうファンドがあって、どんな活動にどのように充当されるかということが見える形になるといいと思います。

20年以上も前に厚生労働大臣が参加指針というものを出しまして、国民の2人に1人はボランティアをとか、寄附文化のことも言っていたのですが、なかなか進んでいません。それは、知らないという面もありますので、本文に盛り込むかどうかはこの後の検討だと思いますが、ご検討いただければと思います。

第1章について、他にございますか。

○堀内委員 寄附文化についてですが、私は、以前、さぽーとほっと基金の審査委員を2年間させていただきまして、法人などに実際にプレゼンテーションをしていただいて、5人のメンバーで厳正に審査した経験があります。その中でも、寄附文化を醸成していく、こういうところに活用していただきたいという意見がたくさん出たのです。その後、金額などは把握していませんが、NPOの認証数も1,000くらいあると思います。当時は800だったのですが、そういう面からも、寄附文化による活動が必要かと思いました。

○林会長 どうもありがとうございます。

第1章について他になれば、第2章に行きたいと思います。

第2章の計画策定の背景について、いかがでしょうか。

○篠原副会長 61ページに事業者情報公開の推進という項目があります。今、私は、他の自治体のお仕事をさせていただいているのですが、これも12ページ、13ページの一億総活躍プランと関連して、地域の方々が主体的に地域の課題を把握して、課題解決に向けてチャレンジしていく仕組みを2020年から2025年に全国展開していくというものがこのプランの中に入っています。

その中で、今、地域包括支援センターや社会福祉協議会がさまざまなケースのカンファレンスなどを行うときに、Aさん、Bさんでは、地域の方々の具体的な取組になかなかつながっていかないのです。佐藤さん、鈴木さんという具体的な名称を用いながら地域の活動につなげていくことがどこかができるような取組になっていかないと、地域の中でのチャレンジがなかなかできないという状況が今発生していますので、個人情報の観点で、地域の方々と情報を共有するという仕組みづくりがどこかでできてくるといいなと思います。

これは、介護保険の計画とも連動してくると思っていますが、第2層とか第3層の協議体の中で、カンファレンスがあったときにはしっかりと情報開示をしていくというふうにつながってくるといいと思っていますが、この計画に盛り込むべきかどうかというところは、事務局サイドにお任せしたいと思いますけれども、そういう状況が他の自治体で起きています。個人情報の共有や開示ということを積極的にやっていかなければ、地域福祉活動の推進にもつながらないという状況が出てくると思っております。

○堀内委員 今の件に関連しまして、現在、私は町内会の役員をしていますが、見守り活動の協力が区役所からきています。前にもお話をしましたけれども、町内会の加入率が100%であれば、回覧板を回すことで把握できるのですが、現在、札幌市でも70%前後の加入率ですから、残った30%の人をいかに把握するかという問題がありまして、単位町内会はそういう面で苦労しております。活動自体はそういう方向に向かって動いていますが、人員とか財政的な面もありますので、そこはどうしたらいいのかというのが現状です。

○林会長 個人情報保護法が改正されて、この4月から施行になっていますが、町内会も全て対象になるような形になっています。ただ、地域福祉とか個別支援をするときに、個人情報に接触しないとなかなか支援ができないというジレンマはどこも抱えています。ですから、その辺の信頼関係をどうつないでいくかですね。例えば、カンファレンスの中でAさん、Bさんにはならなくて、専門職の中でそういう議論をするのは構わないのですが、そこに住民が入ってくるとどうするのかという問題を抱えているのです。

ただ、これから個別支援をするにしても何にしても、地域の見守りやインフォーマルなサポートがないと進まないので、そこの兼ね合いをどうするかという問題があります。

札幌市では、65歳以上の人で、個人情報保護の研修を受けた人に対してとか、かなり限定的にやっていまして、全国的にもかなり先進的な取組をしています。

砂川市は、支え合い条例ということで条例化することによって、市民に対してきちんと

課題提起をして、市民にもそういうことを知らせる形で、本人同意を得ながらも町内会に情報開示をしていくことがあります。

現実には各自治体がかなり工夫しながらやっているのが実態で、こういうやり方をすればいいということはないです。それをこの計画に盛り込むのは難しいのですが、社会福祉協議会を初め、地域の中で福まちも苦労していますから、その中でどういうルールをつくっていったらいいのか。これは、規制でも何でもなくて、インフォーマルな人たちがかわったときに、その人たちがどういうルールを守ってやるかという自主的なルールをつくっていかないと、なかなか難しいです。個人情報保護法からいくと、一律にこうだというと、あちこちにハレーションが出てくるので、住民の自治的な取組の中で自分たちでルールをつくっていくことが必要かと思っています。この計画に反映するかどうかはまた考えなければいけないと思いますが、ご意見としてはお伺いしていきたいと思います。

○篠原副会長 今の計画自体、地域活動を推進していく一つの担い手としての町内会活動は明確に記載されているのですが、今の介護保険の仕組みの中で地域包括ケアシステムの構築というところと、一億総活躍の中で言われている共生型社会の実現というところでは、仕組みの中で地域に協議体という新たな自治組織が生まれてくるわけです。そうしたときに、町内会には、いろいろなサポートだったり、私も持っていますが、閲覧できるようなカードが発行されていましたりということもあります、協議体という新たな組織が地域にできたときに、そうしたところと地域福祉社会計画との関連性が今後生まれてくるのではないかと思うのです。それも含めた計画にしていくということも一つ必要だと思っていました。

○山中委員 林会長、堀内委員、篠原副会長が話されていたことと重なるところもありますが、私が運営させていただいているふれあいいきいきサロンは、社会福祉協議会から助成金をいただきながら活動しておりますが、その中のメンバーのお母さんが、信頼関係の中で、困りごととして生活苦をお話しされるのです。どうやって自分の生計を切り盛りしていくらいいのかということで、相談しているつもりはないけれども、こぼれ落ちてくるような心配ごと、困りごとを共有してほしいという声が実際にあります。では、どなたがアウトリーチしてその方に手を差し伸べるかというときに、誰を頼りにしたらいいのだろうかと思ったのです。私は、たまたまちょっと福祉に携わったことがあったので、どこにつなげたらこの方に対してベストなのかということで、あちこちに情報収集しながら、お母さんに情報として伝えてみたのです。

しかし、最終的には、ご近所でつながりのある高齢者施設ですね。いつも私たちのサークル団体と交流会をしていたり、お母さんとお年寄りの方々とコミュニケーション、子どもを通じて触れ合いをさせていただいている職場に、たまたまお母さんがヘルパーの資格を持っているということで、実際の経験はないのだけれども、そこで雇ってあげるよと。そのお母さんがどの程度働いたら何とか切り盛りできるだろうかと常務がおっしゃってくれたとき、快く引き受けてくれて、今、仕事をしながら、サロンにも参加しながら、幼稚

園のお迎えのときには、すぐにバスが到着したときに、その施設の前でとまってくれるので、私もそこで子どもたちを引き取るので、そういうところの連携で、もしお母さんが仕事でバスの時間に外に出てこられなかつたといつたら、私がかわりにその子を引き取つて、お母さんがお仕事を終わるまで、ちょっとの間、預かるねという体制をつくることによつて、お母さんも少し気が楽になつて、不安がついていたお母さんの顔色がすごくよくなつたということもありました。

そういうことを考えると、お役所や生活困窮者のところにもご相談させていただいたらしたのですが、結局のところ、どこどこに託児所があるとか、どこどこに何があるけれども、そこの定員が全部オーバーという現実の中で、支えて合つていかなければいけないというのは、地域ありきで、アウトリーチというのは格好いい言葉かもしれませんが、まち中を歩いたり挨拶を通じての信頼関係の中で、あの方は最近見ていないね、どうしたのだろうねと気にかけ合えるまちづくりを少しでも担つていけたらいいなと思っています。

専門家でなくとも、それぞれの地域にスペシャリストが本当にたくさんいらっしゃるので、そういう方をターゲットに、小さな制度というか、条例のようなものをつくつていけばベストではないかと思います。

一方で、サロン事業も場所代がかかってくるのです。そこに集うために、まちづくりセンターや子育てサロン、親子が集まるサロンは無料で提供されて、いつでも参加できるような体制ではあるのですが、私どもの活動は、助成金をいただきながら、補填という形で場所代が発生していて、参加するには1人300円かかるのですが、そうしながらでもお母さんたちがどうしてもここに来たい、子どもたちのためにここに来たいというふうに集つて活動しているのです。

そういうことを考えると、サロン事業、サークル事業でも、住民主体として、住民が運営する小さな活動にも、少し助成というか、心配りをしていただけたらと思います。お金の面だけではなく、地域の郵便局も親身に考えてくださって、ポスターを掲示してくださったり、いろいろなご協力をしてくださっています。そういうところで、地域の方々がよくお金の引き出しだったり、保険の問題だったり、顔を合わせることによって信頼関係が生まれているのだと思うと、郵便局も地域福祉づくりを進めていく中ですごく大事な場所であると感じていました。

○林会長 それでは、実際に中身の議論に入つてきておりますので、第3章、第4章に移つていきたいと思います。

第3章は、計画の理念・目標と施策体系ですが、第4章と連動していますので、第4章の中の個別的な話に進めていきたいと思います。

まず、44ページの基本目標Ⅰ、市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援しますということで、施策の方向性1、2、3とあります。ここについて何かご意見等はございますか。

基本的には、今、山中委員が言ったように、地域の中にはいろいろな人がいて、いろい

るな人が社会資源になり得るというところです。必ずしも何でも専門機関につなぐということではないと。問題は、それぞれの人がこの問題はこの人、子どものことはこの人という人のつながりができるかどうかが、地域が豊かになるかどうかだと思うのです。例えば、若い人も、恋愛に困ったときに誰に相談したらいいのか、お父さん、お母さんには相談できないわけです。青少年もそうですが、そういうネットワークがたくさんある子は、いろいろなことがあってもうまく切り抜けていくのですけれども、地域の中で暮らすというのは、そういうネットワークを一人一人がどう持つかということであって、それを手助けするのが民生委員や町内会の人たちだったりするのです。しかし、今、それがなかなか見えてこないので、この計画の中からそういう地域をつくろうかという話になってくるのです。困ったときにはあの人というイメージがどれだけ湧くか、そういう地域をどれだけつくれるかというところではないかと思います。

ですから、山中委員の話は、非常に具体的な中身の話になっているということです。

最初の基本目標Ⅰについて、どうですか。

(特になし)

それでは、先に進めまして、また気がついたら戻りたいと思います。

52ページの基本目標Ⅱですが、暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い、適格な支援ができる体制を整えますというところです。62ページまでについて、どうでしょうか。

○北澤委員 基本目標Ⅱの施策の方向性6について意見を申し上げます。

60ページの現状の課題の中の「しかし」以下のところで、地域福祉課題は、多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存制度によって対応することができない複合的な課題等がある世代が懸念されているとあります。それに連して、次のページの（3）で、各種相談支援機関等の充実を図っていくことは大事ですが、地域包括支援センター、介護予防センター、相談支援事業所の方が相談を受けたけれども、自分たちだけでは解決できない問題も多々あると現場から聞いております。例えば、自分たちではできない法律が絡む問題などで弁護士や社会福祉士、司法書士などの法律の専門家との連携もより図っていくと、実際に現場でやっている職員、ひいては住民の方々に資するのではないかと考えております。

ですから、（3）のところで、身近な地域での相談支援機関の充実強化及び専門の機関、市や区といった行政と法律の専門家との連携強化を図っていくというところを挙げてもよろしいと考えております。

○林会長 どうもありがとうございます。

福祉だからといって、社会資源だけでなくていいわけです。他のところは事業者が出てきますから、もっと広く考えてもいいと思います。実際に、リーガルサポートなど、弁護士会や司法書士会はいろいろなことをやっています。成年後見制度の部分では連携がかなり深まっているのですが、全体的に言ってもいいと思います。これは検討していただけれ

ばと思います。

○北澤委員 今、会長がおっしゃった成年後見制度では連携が図られていると思いますが、私が特に気になっているのは、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待等に関しては、行政で対応できない問題が生じてくるところがあります。虐待というのは、その方の生命、身体の安全や財産にもかかわってくることなので、結構重要なものだと考えております。

○林会長 どうもありがとうございます。

そういう意味では、ここは、充実だけではなくて、連携ということがキーワードになるかもしれませんね。

○篠原副会長 具体的なところになるかもしれません、札幌市は災害時における業務協定の中で、札幌地域災害復興支援事業連絡会と協定を結んでいます。もともと福島からの県外避難者の受け入れをして、その方々に対する法的支援をしっかりとするために立ち上がっているはずですが、そこと札幌市が災害時に備えた協定を結んで、災害時には法律やそれぞれの専門性を生かした支援をしますというふうになっていたはずです。それを、災害時だけではなくて、平時の住民生活を支えていくというところで何かしらの連携体制がとれれば、北澤委員がおっしゃった法的な部分や、さらに専門的知識を持った専門領域の方々との連携ができる、複合的な課題も解決できるような仕組みができてくると思います。それは具体的な実務の部分かもしれません、そういう可能性もあると思います。

○林会長 他にいかがですか。

○堀内委員 今までの意見の関連ですが、53ページの施策の（1）から（3）までは、市民後見人養成の推進、成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の推進ということで、この中に日常的金銭管理サービスなどを行うとか、財産に関する専門職後見人以外の市民後見人の整備と書いてあります。この辺は、弁護士など専門職の方との連携が必要だと考えていますが、それを踏まえての記載なのでしょうか。

○事務局（小樽地域福祉推進担当課長） 身近な関係者がチームとなって本人を見守る体制というのは、まさにそこの部分ですが、具体的に成年後見に関しては、個別に計画を立てる予定がありますので、具体的にはそちらで検討したいと考えております。

○林会長 成年後見制度利用促進法でしたでしょうか、成年後見は民法ですが、別な法律が議員立法でできていますが、國もそこの整理がきちんとしていないのです。その中で、市民後見の活用などいろいろ出てきています。ただ、私はA市とB市の成年後見センターにかかわっていますが、市民の人たちができる範囲とできない範囲があります。

一つの例として、身寄りもない高齢者で、調べてみたら、家があって、財産が少しあつたと。それを整理するときには、最初は弁護士や司法書士に専門職後見でやってもらって、それが全部なくなった場合は、その後、市民後見に引き継いでいって、身上監護を中心としてとか、必ずしも最初から市民後見とか専門職後見ではなくて、その連携は現実にはされているのです。今、全道で成年後見センターみたいなものがあちこちにできています。札幌市も同じだと思いますが、そういう連携はとれてきていると思います。

他にどうですか。

基本目標Ⅱのところには、生活困窮者が入ってきています。

○荒木委員 細かいことになるかもしれません、55ページの在宅生活を支援するサービスの充実の最後のところです。地域住民の支え合いにより行われる地域支え合い有償ボランティア事業、介護サポートポイント事業、地域ぬくもりサポート事業等ですが、今、社協で立案しているさっぽろ市民福祉活動計画の中でも、高齢者の生きがいの支援と支え合いというところで、同じものが議論されてきているのですが、私どもの患者の中でも、結構元気な方で、何か役に立つことをしたいとおっしゃる方が結構いるのですが、一元化されていないとお互いのマッチングがしづらい面がありますので、社協の計画との整合性もとった上で、ワンストップで探せるようなマッチング体制を計画に入れ込んでいたらどうかと思います。

○林会長 ありがとうございます。

それぞれがばらばらにやっているということですね。その辺はどういう仕組みをつくったらしいのか。古くからあるさわやか財団など全国的な展開をしているところもあれば、地域的な展開をしているところもあります。他にどうでしょうか。

なければ、次の基本目標Ⅲ安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めますということについて、どうでしょうか。

○牧野委員 64ページになります。市民にやさしい生活環境づくりの推進の中で、最初の計画策定のところにも関連するのですが、「交通機関、道路、公演など公共的施設のバリアフリー化はもちろんですが、制度的障壁や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消すること、すなわち、ソフト面の整備も重要となります」とあります。

確かに、私たち障がいのある者にとっても、障がいのない人にとっても、高齢者の方にとっても、100%、バリアフリーのものをつくるのはあり得ないことで、人それぞれで違いますので、それを埋めてくれるのは周りの方の支えなどになると思います。ソフト面ですね。私自身、障がいを持つようになって、支えてもらうということがいかに大事かということと、それがないと生きていけない部分がたくさんあると感じました。

今、若い方もそうだと思いますが、高齢になっても元気なときは支えが必要というのは余りぴんとこなくて、自分は大丈夫で、自分のことは自分でできると思っている方はたくさんいると思いますが、ボランティアさんにしても、ボランティアをするぞということでおいろいろ集まってくれる方がいますけれども、誰かのためにしていることが、実はいつか回り回って自分のためになるのだ。

例えば、札幌は観光都市ですので、観光という切り口でいろいろバリアフリー化していくとか、いろいろな人たちを受け入れられるようにしていこうということがあると思いますが、観光というところから入って、観光客のためになっているようなことが、結局、札幌市民のためになっていたり、優しい環境にかわっていくことがあると思います。

前に、意識を変えていくという話が出てきましたけれども、誰かのために何かをする、

支え合わなければいけないのだという言葉だけではなくて、それはやがて自分のためにもなって、自分の住むまちを変えていくことにもなるという意識のところ、そこをもう少し強くアピールできたらいいなと思います。

○林会長 どうもありがとうございます。

この辺は、ソフト面の整備と言ってしまうと、そうなのだけれどもという話ですね。いつも思うのは、高齢者が要介護になった老後をイメージできないのです。しかし、若い障がいのある人たちは、脳性麻痺の人もそうですけれども、いろいろな社会活動をするわけです。どんなに体が不自由でも、自分たちの自己主張もするし、文化的なこともやります。ところが、高齢者になって、脳梗塞になって半身麻痺などになると、途端にこもってしまうのです。そういう体になってもなおかつ社会の中でとか、どうやって生きていくかというところの意識が弱いというのは、もともと障がいに対しての意識がうまくつくられていないからだと思います。

今の高齢者の問題というのは、元気の高齢者の活動はすごくイメージできるのだけれども、そうでなくなったときに、社会的な一員として何をすべきかというところの意識の転換ができないので、逆に言うと、それは障がい者問題にちゃんと向かってこなかったというところがあるのではないかと思います。そういう意味で、ここの表現をどうするかということはまた事務局と相談したいと思いますが、もう少し書き込んでいいのではないかと思います。

どんな状況になっても、ともに支え合うということで、今は元気だけれども、どっちみち長生きすればするほど、腰が痛い、足が痛いとなりますが、その辺だと思うのです。そこは、簡単にソフト面の整備と言うだけでいいのかどうかということは検討したいと思います。

○牧野委員 今のお話を聞いていて言い忘れたなと思ったのですが、65歳以上の高齢者の中で何らかの身体障がいを持っている方は、平成23年度の内閣府の調査でも7割を超えてる状態です。ですから、明日は我が身とおどすわけではないですが、今は元気でも、いつかは自分の身にも降りかかってくるということで、人ごとではない、自分のこととしてという視点で捉えてもらうということをこの中に入れていただきたいと思います。

また、公共的なバリアフリー化の中で、日ごろからすごく気になっていることがあります。大通公園のビアガーデンに行ったときに、5丁目か6丁目に公衆トイレがあるのですが、みんな車椅子用トイレのところに並んでいて、普通のブースのほうには誰も入っていないのです。どうしてみんなそちらを使うのかと思っていたら、障がい者用のトイレは様式なのですけれども、それ以外は全部和式なのです。今どきの若い人たちは和式は使わないで、みんな障がい者用トイレに殺到します。ですから、私たちが使いたくてもずっと並ばなければならないのです。観光都市札幌と言っている割には、そこがおくれているなとすごく感じています。そういうところも早く改善していただきたいと思います。

こここの場で言うことではなかったと思いますが、どこで言っていいのかわからないので、

市の方がたくさんいるここでお話しさせていただきました。よろしくお願ひします。

○林会長 ありがとうございます。

バリアフリー化というのは、何でもかんでもそうすればいいというものではなくて、その地域の文化など、いろいろあるわけです。例えば、フィンランドのヘルシンキに行くと、石畳がずっと続きます。そういうまち並み景観なのです。それに対して、アスファルトにして車椅子が通れるようにしましょうとはならないのです。障がいのある人たちは、ヘルシンキというまちの文化、景観、そういう歴史があるから、それを尊重して、自分たちも少し不自由だけれども、それはそれで折り合いをつけてやりましょうとなっているのです。ですから、バリアフリーというのは、そういうところも考えなければいけないと思うのです。

ですから、京都で何でもかんでもバリアフリーにしたら本当に味気のないまちになってしまいますが、札幌もそうだと思うのですけれども、そういうことも含めてバリアフリー化を考えていかなければならぬと思うのです。何でもかんでもバリアフリーにして、のっぺらぼうになるのもちょっとどうかなという気がします。

○篠原副会長 今の牧野委員のお話に関連して、64ページの方針というところに二つのポツがありますが、ここのことと、4ページに社会福祉法の抜粋というのがあります。これはまだ法改正されていない、今後変わるだろうという地域福祉の推進の第4条が書かれています。この地域福祉の推進の第4条は、社会を構成する一因として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるようにとあります。この確保というところが新しい条文になっているのですけれども、この地域福祉法第4条をしっかりと具現化していくこと自体が、バリアフリーの推進や社会環境づくり、生活環境づくりにつながっていくというところがあるのではないかと思います。方針のところに、社会福祉法第4条の履行ということを、もっとやわらかい表現で含めていきながら、みんなでそういう社会を実現させていくという意識づけをしていくということもありだと思いました。

○林会長 ありがとうございます。

もともと社会福祉法の第4条はノーマライゼーションの理念が一番反映された、当時としては画期的な条文ですが、今回の法改正でさらに変わったということです。その辺は、事務局がちょっと大変かもしれません、次回の委員会までに検討してみてください。

他にどうでしょうか。

それでは、最後の第5章の計画の推進についてです。推進体制と進行管理強化、成果指標というものが出ていますが、これについてはどうでしょうか。

○堀内委員 2の(2) 計画の評価というところで、私たちの計画が策定されて、札幌市社会福祉審議会で進捗状況を報告となっています。この計画審議会と社会福祉審議会の関連性はどうなっているのでしょうか。

例えば、この中にどなたか委員がいるのか、社会福祉審議会には市民委員はいないよう

に思えたのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

私が言いたいことは、ここでかなり審議されましたけれども、もしこの中に社会福祉審議会のメンバーが何人かいないと、経過とか、役所の方も3年後でしたらかなり異動がありますね。当時のことをどういうふうに審議していったとか、そういうことがここではつきりわかるのかどうか。

また、今はかなりスピードアップしていますので、社会福祉計画も1年ごとに変わっていますが、社会福祉審議会でそれに対応できるのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　まず、社会福祉審議会とこちらの審議会にどういう関連性があるのかということですが、社会福祉の推進という大きな意味では関連性がないわけではないですけれども、こちらの審議会は計画をつくっていただくということで、計画の内容を検討して、私ども札幌市に答申していただく役割を担っていただいております。そして、社会福祉審議会は、社会福祉施策について検討していく別の組織となります。こちらの審議会は、計画の答申をいただいた段階、今年度で解散してしまうものでして、計画の策定が目的となっています。社会福祉審議会は、大きく社会福祉施策の推進が目的で、様々な福祉施策について検討していく審議会になります。今後は、こちらの答申を基に策定する計画について、審議、評価していくことになります。

○堀内委員　国の施策でも、計画内容については、その都度、審議するというふうに出ていると思います。例えば、今回の計画が来年か再来年に大きく変わるとなると、その都度、招集するということになるのかどうか。

それから、社会福祉審議会の中にこちらのメンバーはどなたかいらっしゃるのでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　先ほども言いましたように、こちらの審議会は、今回の計画案の答申までの審議となり、今年度でなくなりますので、6年間の計画期間が短くなり、改定が必要になった場合には、また、新たに審議会を設けることになります。

社会福祉審議会の委員には、当審議会と同様に学識経験者や関連する各団体の代表者、ご推薦いただいた方々にご就任いただいているのですが、今、手元に資料がないため、このメンバーの中に社会福祉審議会委員になっていただいている方がいらっしゃるかどうかにつきましては……。

○北澤委員　私は、次回から委員になる予定です。まだ参加していませんが、11月ぐらいから参加します。

○荒木委員　私は、前回まで委員だったのですが、交代して抜けてしまったので、北澤委員に引き継ぎます。

○堀内委員　市民の代表はいらっしゃらないですね。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　市民委員はいらっしゃいません。

○林会長　2000年に社会福祉法ができて、地域福祉計画のマニュアルを国が出したと

きに、策定の方法と進捗管理と評価というものがあるのですが、それは市町村によってまちまちなのです。例えば、この審議会が縮小して評価委員会にかわる場合もあれば、全く別なところに、札幌市であれば社会福祉審議会がチェックをして、つくった側とチェックするところを分けて、社会福祉審議会は常設機関ですから、例えば国の制度が大きく変わって、この計画を見直さなければないと判断したときには、また新たに委員会がつくられることになると思います。これは、それぞれの市町村の事情といいますか、やり方によって大きく違ってきます。その辺のところは、つくった側が評価をするのではなくて、全く別なところがして、見直すということもありなのです。また、計画をつくった側が常時かかわって変えていくということもありなのです。どちらをとるかという話だと思います。

ただ、国が出したものについて、つくりっ放しではなくて、どこかで評価して、きちんとローリングしてくださいということです。

それでは、ここについて他にありませんか。

○牧野委員 72ページについて質問です。

方向性7と方向性8ですが、方向性7では、心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発回数が4回だったのが、2023年度に30回ということありますけれども、具体的にこれはどういう啓発するのかということをもう少し具体的に教えていただきたいということです。もう一つは、方向性8の要配慮者避難支援対策事業ですが、これもどのような後方支援を実施しているのかという内容がわかれば教えていただきたいと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 施策の方向性7については、出前講座が主になろうかと考えております。施策の方向性8に関しても出前講座が主になろうかと思いますが、それ以外にも、地域に出向く説明会なども今後検討してまいりたいと考えております。

1点補足させてください。

目標値ですが、こちらは、さらに熟度を増して修正してまいりたいと考えておりますので、次の資料でお示しするときには、この目標値の根拠なども説明できるようにいたしたいと考えております。

○牧野委員 ありがとうございました。

心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発ということで、ぜひお願いがあるのですが、先ほど会長から、障がい者のイメージとして、ちょっとかわいそうとか、マイナスの感情を持っている方もいるというお話をありました。実際に私たちも、障がい当事者の立場で小学生や中学生に福祉授業に行っておりまして、心のバリアフリーを伝えるため、また障がい者理解のための講話のようなことをさせていただいているのですけれども、車いす体験などをしてもらって、一歩間違えれば、車椅子の人は大変だとか、できなくてかわいそうとか、そういうイメージでとってしまわがちだと思うので、私もすごく気をつけております。障がいがあっても、みんなと同じでなくいいんだよ、違って当たり前なんだよ、それは障がいがあるなしに関係なく、いろいろな方がいるのだということですね。

これは、子どものいじめにも関係があると思いますが、障がい者にはできないこともたくさんあるけれども、それ以上に、できることを頑張って社会に共生している人もたくさんいるのだと。それは、周りの理解であったり、手助けだったり、そういう支え合いによって、私たちも同じように生きていけるということを知ってもらいたい、それを伝えたいので、これから周知啓発の中で、マイナスばかりではなくて、プラスの面も、一緒だということが伝わるような啓発をしていただきたいと思います。お願ひします。

○林会長 他にどうでしょうか。

○篠原副会長 今の牧野委員のお話は、本当にそうだと思うのです。

僕がかかわっている名寄市の社会福祉協議会の福祉教育では、パラリンピックの選手の方々を講師にお招きすることが非常に多いのです。そうなると、その小学生たちは、「車椅子に乗っている人、すげえ」になるのですね。それも少し偏ってしまいますが、偏見を生むようなことを例えれば30回やってしまうと、成果自体は30はやったからよしとなってしまうわけです。成果指標、アウトカムの指標だけではなくて、その質の部分を誰が担保するのかというところを、計画を履行していくときにしっかり考えなければいけないのです。この計画自体は回数などのアウトカム指標をつくられていいと思いますが、実際に単年度ごとに実施していく際には、プロセスやストラクチャーの部分をしっかり考慮した展開にしていかなければ、単純に数字だけでは判断できないところが評価として見えてくると思いました。

また、先ほど課長から、実際にここは修正しますという話がありましたが、施策の方向性8の災害時にも強い地域づくりの推進のところでは、広報の実施回数を何回やろうが、実際に提供を受けるところがふえなければ何も始まらない話なので、回数だけを指標にするというのはおかしなところかと思います。実をとるのであれば、全部の実をとる形の指標にしておいたほうがアウトカムの指標としては整合性がとれると思いました。

○林会長 ありがとうございました。

ここの数値については、先ほど事務局からお話がありましたように、少し精査をしていくということですね。

この数値目標というのは、地域福祉計画の性質からいくと、本当は行政だけが負わされる数値目標ではなくて、住民と一緒にやるから、目標値を設定するのだったら、住民も頑張りましょうというところをこの中にどうやってのっけていくかという話をしなければならないと思うのです。

例えば、福祉除雪も本当にこの数字でいいのか、これからひとり暮らしの高齢者がふえていくといったときに、住民が、私たちがもっとやりましょうといって目標をふやそうとか、協働のニュアンスを盛り込めないかと思うのです。結果として未達の場合も、それは住民の協力が変わらなかつたからだということでもいいと思うのです。何でも行政にお任せで、行政がやれという話ではなくて、特に地域福祉計画については一緒にやるということですね。社協のさっぽろ市民福祉活動計画との整合性を荒木委員が言いましたけれど

も、そのところだと思うのです。目標をつくるときに、そのところをどう出せるかというのはすごく大事だと思っています。

これは、行政だけではなく、住民も責任を持って達成する目標みたいなことがあってもいいと思います。先ほどの意識啓発もそうですね。そこをしないで、単にやりましたというだけでは変わらないと思います。

私も、そこを出せるニュアンスがないかと考えていたのですが、余り思いつかないので、事務局を困らせる結果になるかもしれませんけれども、よろしくお願ひします。

○篠原副会長 今のことに関連して、例えば、71ページの施策の方向性2、市民の主体的参加による地域福祉活動の推進ということで、ボランティア研修の受講者数が出ています。これは、市民の方々の参加がどれくらいあったのかということで、市民の方に課せられている目標なわけです。それに対して、では、提供回数が何回あったのかというところが社会福祉協議会や行政側に求められてくる指標になってくるわけです。ですから、提供が1回にもかかわらず目標数値が1万7,000人ということは、1万7,000人規模の何かをやらなければいけないということになりますね。それは無理なので、1万7,000人という提示をしているということは、100人対象のものを170回やらなければいけないということになります。

そういう形で、提供する側と受講する側の両方の指標を一つずつつくっていくということが今の林会長がおっしゃったところにつながってくると思います。

○林会長 どうもありがとうございます。

それでは、一通り触れてきましたが、全体を通していかがでしょうか。

○栗山委員 後戻りするかもしれません、今、ごみ屋敷ということが大変な課題になっていると思います。ひとり暮らし高齢者の方がお亡くなりになって、その後片づけとか、いろいろなことが社会問題になっていると思います。

また、若い人たちにとっても、転勤シーズンになりますと、大量のごみが出るのです。これは、福祉かどうかわかりませんけれども、行政の対応ではごみは全て分別しないと業者も持っていってくれないということがあります。全てお金、お金ということで処理をしなければいけません。これは、短期間でやらなければならない場合は、とても難しい問題なのです。

この前も、ある会合でごみ屋敷の問題が出まして、対応に苦慮されたという話があったのですけれども、ごみが大量に出るシーズンとか、高齢者が困ったときにはどうしたらいいか、こういう計画の中で、今度は具体的に手引きのようなものがたくさん出てくると思いますし、つくっていただけると思いますけれども、これから社会問題として、大量のごみを短期間で処理しなければならないということがふえてくると思いますので、そういうときの対応策もいろいろ教えていただけるとありがたいと思います。

○林会長 ごみ屋敷の問題というのは、単にごみをなくしたら解決するということではなくて、またもとに戻るということがよく言われています。やはり、地域とのつながりがな

ければならないということになるのですが、逆に言うと、福まちとか地域の人間関係をつくっていくことによって、そういうものが減っていくのだろうと思うのです。セルフネグレクトのように、自暴自棄になってどうでもいいやとなって、どんどん收拾がつかなくなってきて、地域との関係もないからSOSも出せないというふうになっていくわけですが、その前にどうやってSOSを受けとめるとか、それには地域とのつながりをどうつけていくかということがこの計画の中にあって、それがうまくいけばなくなっていくのだろうと思います。そのときには、行政がごみ出しを手伝ってくれるのだろうと思います。

この間、授業で「サイレント・プア」というNHKのドラマのごみ屋敷をとりあげたDVDを上映したのですが、その中で区役所が出てきて、分別されないと財産だから勝手に処分できませんと区役所の方が言っていました。そうすると、地域とのかかわりだなと思いながら見ていたのですが、そこをどうするかということは知恵を出していかなければならぬと思います。

そんなことは、これから地域の中で、先ほど山中委員が言ったように、いろいろなかかわりの中で出てくるだろうと思います。ただ、今は、それがないから問題としてどんと出てきたときにみんな困ってしまうのです。そのところをどうするかという話ですね。なかなか難しいと思います。

他にどうですか。

○宮川委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の宮川です。

話が戻りますが、67ページの災害に関するところで、施策（3）の福祉避難所の運営体制強化というところです。社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化とありますが、ここは人的体制の強化という文言だけではわかりづらいと思います。どういう人たちを福祉避難所に配置するというわけではないですが、例えば社会福祉会とか、今日の道新にも介護福祉会と提携したという記事が載っていましたが、そういう福祉専門家というか、介護の専門家の団体との連携について、ここに一文入れたほうがわかりやすいと思います。

また、介護支援専門員連絡協議会も、社会福祉会とか看護協会とか介護福祉会と重複して加入されている方がいるので、その部分も入れてもらったほうがよりわかりやすくなると思います。こういう人たちが災害に遭ったときに福祉避難所などで、ボランティアセンターということもできるのでしょうかけれども、社会福祉協議会との連携もあるので、そういう文言も入れたほうがよりわかりやすくなるのではないかと思っています。

○林会長 どうもありがとうございます。

その辺の検討ですね。医療でしたらD.M.A.Tがあるけれども、福祉にはそういう仕組みがないのです。熊本の震災のときもそうですけれども、一般避難所の中に福祉避難所をつくったのですが、機能しなかったのは、そこに専門職が配置できなかったということがあります。全国から行く専門職は、結局、特養などに入ってしまって、一般避難所の福祉避難所には入れないというところがあったのです。そこをどうするかですね。

○事務局（菱谷総務部長） 福祉避難場所について補足でお話をしますと、今、委員がいろいろお話ししていただいたところもありますが、今、器として、特養とか、障がい者の施設、またホテルの空き室などを含めて、今、340くらいの施設と協定を結ばせていただいております。その他に、先ほど林会長がおっしゃったように、人的な手立てが必要になってまいります。それは、熊本の震災のときに明らかな反省点としてあります。普通の一般避難所だと一般ボランティアの方である程度いけるところはあるのですが、福祉の場合には専門的な知識が必要だというところがあります。

そこで、札幌市では、昨年、保健福祉系の6大学と協定を結びまして、学生のボランティアの派遣をお願いしますという組織化をしました。また、宮川委員がおっしゃったように、昨日、北海道の介護福祉士会と福祉避難場所への派遣の協定を結ばせていただいておりまして、専門家の支援もいただくよう、少しずつ厚くやっていこうと思っております。

その中で、先ほど宮川委員がおっしゃった団体とも今後いろいろ相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○林会長 職能団体の連携とか、そういう感じですね。

○篠原副会長 今の人的体制の強化というところでは、平成25年に災害対策基本法が改正になったときに、福祉避難所が出てきているのですが、その福祉避難所の運営ガイドラインが平成28年に出ていまして、その中に、避難者おおむね10人に1人が生活支援を行っていく、いわゆるヘルパーの役割を担うような人を配置するというものが具体的に出ていているのです。ですから、100人収容した福祉避難所であれば、生活支援を行っていくような人を10人配置するということがガイドラインとして明確に位置づけられているので、より専門性の高い方々の人的な協力や体制の強化が必要になってきているという法律上の流れもあるので、こういうところに関してはしっかりとやっていくべきかと思います。

○林会長 ありがとうございます。

これも、次回に向けてどう反映するかということですね。

他にございますか。

○高橋委員 隨分よくできているなと思いながら見せていただきましたが、ちょっとわからないところがあります。

64ページですけれども、市民にやさしい生活環境づくりの推進の施策の（1）福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施です。その中ほどに、「そのために、『札幌市福祉のまちづくり推進会議』を設置し」とあります。これは、札幌市の中でされるのか、各区の単位でされるのか、また、そこにはどういう人たちが入っているのか、資料1にあるのは10区でされていますけれども、ここに参加された方々が対象になってくるのか、これから長期計画の中ではこの会議は注目されると思いましたので、質問させていただきました。

もう一点は、56ページに生活困窮者自立支援法が施行されましたとありますが、これは知らない人が非常に多いのではないかという気がします。これは、札幌市の担当の方の

ところに行つたらいいのか、各区のまちづくりセンターに職員がいらっしゃいますけれども、そういう方のところに道をつけてあげたらいいのか、その辺もわからない人が結構いるのではないかと思います。

○林会長 それでは、最初の福祉のまちづくり推進会議について、お願ひいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 1点目の質問に対してもお答えいたします。

障がい福祉課企画調整担当課長の中田でございます。

札幌市福祉のまちづくり推進会議は、まさに今週行われた会議でして、各区にあるということではなくて、札幌市一本でやっております。

公募委員のメンバー6名を含めた、各福祉関係者や学識経験者の方々で構成されておりまして、ハード面のバリアフリーの部分と、それこそ心のバリアフリーという二つの部会がありまして、その中でいろいろ審議したものを全体会議でお話しするという会議を進めしておりまして、また9月から新たに任期が始まるということで、新しい体制で進めてまいります。

○林会長 それから、ステップの関係についてもお願いします。

○事務局（日高保護自立支援課長） 保護自立支援課長の日高と申します。

生活就労、支援センターということで、札幌市は、大通西6丁目のヤクルトビルのワンフロアをお借りしまして、委託事業者ですが、キャリアバンクというところに運営していただいております。実は、各区でも、例えば、区民センターなどを利用しながら出張相談会といいまして、ステップの職員がそちらに出向いていろいろな相談に応じるということもやっていまして、チラシなどを結構配付させていただいております。皆さんのご協力をいただきまして、例えば、町内会の回覧板に入れてくれたりということもしていただいております。札幌市で年間200回以上やっておりますので、そういうところも利用しながら、生活に困りごとを抱える方のご相談に乗らせていただいている所です。

もしお近くに、こういうことに困るのだがというものがありましたらご紹介していただければ、私ども大変ありがとうございます。

○林会長 どうもありがとうございました。 他にございますか。

○小林委員 文言で気になるところがあります。61ページの（3）各種相談支援機関等の充実のところの「また」以下ですけれども、近年増加する傾向にあるということで挙げているのですが、自殺については、今はずっと低減していますので、増加する傾向にあるという言葉を変えるか、「自殺」を抜くかしていただけたらと思います。

また、全体を読んで感じたことです。中身の問題ではないのですが、表現の問題で、現状と課題、方針、施策と三つ並べて書いていますが、表記の仕方がばらばらなので、統一していただければと思います。

例えば、53ページの現状と課題、方針、施策とありますて、この中で、判断力が低下した高齢者や障がいのある方という言葉があるのに対して、方針のほうでは認知症の高齢者や障がいのある方、施策のほうは判断力の不十分な高齢者や障がいのある方というふう

になっています。この中身としては同じものを言っているのであれば、きちんと統一していただきたいと思います。他にも何点かありますので、事務局のほうでもう一度読んで文言を整理していただければと思います。せっかくいい内容を盛り込んでいるので、表記もきちんとしていただければという希望です。

○林会長 ありがとうございます。

この辺は、まだ時間がありますし、次第の最後に意見の用紙もあります。他の委員も気づいた点があれば、遠慮なく出してもらって、いいものをつくっていただければと思います。他にありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○林会長 それでは、これで審議を終わりたいと思います。

事務局からお願ひします。

#### 4. その 他

○事務局（井上福祉活動推進担当係長） 福祉活動推進担当係長の井上でございます。

私から、2点ほど連絡事項がございます。

まず、本日の審議会におきましては、委員の皆様から貴重な多くのご意見をいただきましたが、今、会長からのお話にありましたとおり、本日の審議を経て、また、本日ご発言いただけなかったところがございましたら、お手元にお配りしております地域福祉社会計画案に係る意見記入用紙というものがあります。細かな点でも構いませんので、機嫌が短いですが、来週の金曜日までにファクスなどによりまして事務局までお寄せいただければと考えております。

続きまして、次回の開催日程についてでございます。

既に日程を調整させていただいておりますが、第5回審議会は10月16日月曜日の14時からとなっております。場所は市役所本庁舎の東側のわくわくホリデーホール2階の第1会議室となっております。また後日改めて案内文をお送りさせていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上となります。

○林会長 ありがとうございました。

#### 5. 閉　　会

○林会長 それでは、第4回審議会を終わります。

どうもありがとうございました。

以　　上